

別冊

菊川市太陽光発電設備の適正導入に向けた
ガイドライン
関係法令等・窓口一覧表

静岡県菊川市

別冊 関係法令等・窓口一覧（令和５年度版）

No.	関係法令	主な規制の概要	手続	県所管課	相談窓口 提出先
1	建築基準法	架台下の空間を居住、執務、物品の保管等の屋内的用途に供するものは、建築確認申請や完了検査申請が必要となる。屋内的用途に供しないものは、申請は不要となる。	申請	くらし・環境部 建築安全推進課 建築確認検査室 (054-221-3075)	くらし・環境部 建築安全推進課 建築確認検査室 (054-221-3075) ※提出先は本市 都市計画課 (0537-35-0957)
2	宅地造成等 規制法	宅地造成工事規制区域内で、宅地造成工事を施行しようとするときは、事前に県知事の許可を受けなければならない。この法律が適用されるのは、宅地以外の土地を宅地にするため、又は宅地において行う土地の形質の変更（宅地を宅地以外の土地にするものを除く。）が生じる場合。	許可	くらし・環境部 建築安全推進課 (054-221-3292)	くらし・環境部 建築安全推進課 (054-221-3292) ※本市は該当しない。
3	自然公園法	「国立公園」、「国定公園」については、公園計画に基づき特別地域と普通地域とに分類指定されている。 ① 特別地域：工作物の新・増・改築、木竹の伐採、土地の形状変更、鉄塔の色彩変更などの行為は、環境大臣又は県知事の許可を要す。 ② 普通地域：高さ13m又は延べ床面積1,000㎡を超える建築物の新・増・改築、土地の形状変更等を行う場合は県知事に届出を	事前協議 ① 申請、 ② 許可 届出	くらし・環境部 自然保護課 (054-221-2545)	くらし・環境部 自然保護課 (054-221-2545) ※本市は該当しない。

		要す。 なお、特別地域内において、1ha以上の面的広がりを持つ開発行為、その他周辺の風致又は景観に著しい影響を及ぼすおそのの有無を確認する必要がある行為については、事前の環境影響調査を要す。 ※ 県ホームページ内 自然保護課のページで、規制のかかる地域が分かる地図を確認できる。			
4	静岡県立自然公園条例	「県立自然公園」については、公園計画に基づき特別地域と普通地域に分類指定されている。 ① 特別地域: 工作物の新・増・改築、木竹の伐採、土地の形状変更、鉄塔の色彩変更などの行為は、県知事又は市長の許可を要す。 ② 普通地域: 建物高さ13m又は延べ床面積1,000㎡、鉄塔高さ30mを超える工作物の新・増・改築、土地の形状変更等を行う場合は市長に届出を要す。 なお、特別地域内において、1ha以上の面的広がりを持つ開発行為、その他周辺の風致又は景観に著しい影響を及ぼすおそのの有無を確認	事前協議 ① 申請許可 ② 届出	くらし・環境部 自然保護課 (054-221-2545)	くらし・環境部 自然保護課 (054-221-2545) 又は、 本市商工観光課 (0537-35-0936) ※提出先は 本市商工観光課 (0537-35-0936)

		する必要がある行為については、事前の環境影響調査を要す。 ※ 県ホームページ内 自然保護課のページ で、規制のかかる地域 が分かる地図を確認 できる。			
5	静岡県自然環境保全条例	「自然環境保全地域」については、保全計画に基づき特別地区、普通地区に分類指定されている。 ① 特別地区:工作物の新・増・改築、木竹の伐採、土地の形状変更などの行為は、県知事の許可を要す。 ② 普通地区:高さ13m又は延床面積1,000㎡を超える建築物の新・増・改築、土地の形状変更等を行う場合は、県知事に届出を要す。 なお、国指定の原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域、並びに自然公園区域、その他の法令で定める区域以外の区域において、土地の形質変更を伴う行為で自然環境の保全に著しい支障を及ぼすおそれがあると県知事が認める行為等については、自然環境の保全のために必要な事項を内容とする協定締結を求める場合がある。	事前協議 ① 申請 許可 ② 届出	くらし・環境部 自然保護課 (054-221-3498)	くらし・環境部 自然保護課 (054-221-3498) ※本市は該当しない。

		※ 県ホームページ内 自然保護課のページ で、規制のかかる地域 が分かる地図を確認 できる。			
6	鳥獣の保護及び管理並びに 狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区特別保護 地区内における、建築物 その他の工作物の新・ 改・増築、水面の埋め立 て又は干拓、木竹の伐採 などの行為は、県知事の 許可を要す。 ※ 県ホームページ内 自然保護課のページ で、規制のかかる地域 が分かる地図を確認 できる。	許可	くらし・環境部 自然保護課 (054-221-3332)	くらし・環境部 自然保護課 (054-221-3332) ※本市は該当し ない。
7	廃棄物の処理 及び清掃に関 する法律	太陽光発電設備の設 置に伴って生じた産業 廃棄物を排出する事業 者が、事業用地外（300 ㎡以上である場合）で自 ら保管する場合には、保 管場所の都道府県知事 又は政令市長への届出 が必要となる（法第12条 第3項）。 法第15条の17により 指定区域に指定されて いる土地の形質の変更 をしようとする者は、行 為に着手する30日前ま でに届出が必要となる （法第15条の19）。	届出	くらし・環境部 廃棄物リサイク ル課 (054-221-2424)	本市を所管する 西部健康福祉セ ンター環境課 (0538-37-2250)
8	静岡県環境影 響評価条例	環境影響評価の対象 となるものは以下のと おり。 ① 第1種事業（環境影 響評価必須） 敷地面積50ha以上 又は森林を伐採する	環境 影響 評価 手続	くらし・環境部 生活環境課 (054-221-2255)	くらし・環境部 生活環境課 (054-221-2255)

		区域の面積20ha以上 ② 第2種事業（環境影響評価の必要性を個別判断） 敷地面積20ha以上50ha未満。ただし、特定地域内（鳥獣保護地域（特別保護区）又は国立・国定公園、県立自然公園及び自然環境保全地域の特別地域等）は敷地面積5ha以上			
9	土壌汚染対策法	土地の形質の変更（掘削及び盛土）部分の合計面積が3,000㎡以上の場合、工事着手30日前までに届出が必要となる。ただし、以下の3点全てに該当する場合は届出する必要はない。 ① 土壌を敷地外に搬出しない ② 土壌の飛散や流出が伴わない ③ 掘削部分の最も深いところが50cm未満である 「形質変更時要届出区域内」において、土地の形質の変更を実施する場合、工事着手14日前までに届出が必要となる。 「要措置区域」において、土地の形質の変更を実施する場合、事前に県知事等による確認を受けなければならない。	届出	くらし・環境部 生活環境課 (054-221-2253)	本市を所管する 西部健康福祉センター環境課 (0538-37-2250)
10	工場立地法	売電を目的としたメガソーラー等の太陽光発電施設は水力発電、地	届出	経済産業部 企業立地推進課 (054-221-3262)	経済産業部 企業立地推進課 (054-221-3262)

		熱発電と同様に、工場立地法第6条に規定する届出の対象から除外。 ただし、工場立地法の届出に該当する特定工場において、敷地内に太陽光発電施設を設置する場合は、従来通り工場立地法第8条の変更の届出をしなければならない。			※提出先は、本市商工観光課 (0537-35-0936)
11	農地法	太陽光発電施設を農地等に設置する場合、農地転用(農地を農地でなくすこと)などの規制がある。 ① 自分が所有する農地を転用する場合の制限 ② 農地などを転用する目的で権利の設定又は移転を行う場合の制限 農地等を転用しようとする場合、農地法による許可を受ける必要がある。ただし、集団的で優良な農地については、原則農地転用は認められない。なお、次の場合は許可が不要となる。 ① 市街化区域の農地を予め農業委員会に届出て転用する場合 ② 電気事業者が送電用、配電用の施設(電線の支持物及び開閉所に限る。)等の敷地に転用する場合	許可	経済産業部 農地利用課 (054-221-2637)	※ 提出先は、本市農林課 (0537-35-0938)

		許可権者(転用しようとする農地の面積により次のとおりとなる。) ① 4ha超…県知事(県庁専決)又は指定市 ② 4ha以下…県知事(各農林事務所処理)又は権限委譲市 ※ 本市は、4ha以下の権限移譲市に該当する。			
12	農業振興地域の整備に関する法律(農振法)	原則として農用地区域内において農業以外の行為はできない。農用地区域内において農業以外の利用を行う場合は農用地区域からの除外が必要であり、農用地区域外において設置が不可能である場合など法令上の要件を満たす場合のみ除外が可能となる。	市：計画変更 県：同意	産業経済部 農地利用課 (054-221-2637)	本市農林課 (0537-35-0938)
13	森林法(第10条の2)の許可	1haを超える(太陽光発電設備の設置を目的とする場合は0.5haを超える)森林において開発行為をしようとする者は、県知事(移譲市においては市長)の許可を受けなければならない。	許可	経済産業部 森林保全課 (054-221-2643)	本市の管轄は、中遠農林事務所治山課 (0538-37-2303)
14	森林法(第10条の7の2)の森林の土地の所有者となった旨の届出等	新たに森林の土地の所有者となった者は、市長にその旨を届出なければならない。	届出	経済産業部 森林計画課 (054-221-2668)	本市農林課 (0537-35-0938)
15	森林法(第10条の8)の伐採及び伐採後の造林の届	森林の立木を伐採する場合には、市長に届出書を提出しなければならない。ただし、同法第	届出	経済産業部 森林計画課 (054-221-2668)	提出先 本市農林課 (0537-35-0938)

	出 小規模林地開 発行為の実態 調査の手引き	10条の2の許可を受けた場合はこの限りではない。 伐採後の跡地を森林以外に転用する場合は、「伐採調書(小規模林地開発)」を添付する。		森林保全課 (054-221-2643)	
16	森林法 保安林におけ る制限	原則として解除はできない。 (詳細な説明を受けたい場合は、該当市を所管する農林事務所に連絡のこと。)	解除 処分	産業経済部 森林保全課 (054-221-2655)	本市を所管する 中遠農林事務所 治山課 (0538-37-2303)
17	道路法 (県管理道の み)	事業用地への通路設置等の道路工事を行う場合には、道路管理者の承認が必要となる(第24条)。 道路に工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可が必要となる(第32条)。 道路を車両制限令で定める最高制限を上回る車両により通行する場合においては、道路管理者の許可が必要となる(第47条の2)	許可等	交通基盤部 道路保全課 (054-221-3488)	本市を所管する 袋井土木事務所 維持管理課 (0538-42-3215)
18	砂防法	砂防指定地内において、次に掲げる行為をしようとする場合は、県知事の許可が必要である。 ① 施設又は工作物の新築・改築・移転又は除却 ② 竹木の伐採又は滑り降ろし若しくは地引きによる運搬 ③ 土地の掘削・開墾・	許可	交通基盤部 河川砂防管理課 (054-221-3034)	本市を所管する 袋井土木事務所 維持管理課 (0538-42-3215)

		盛土・その他の土地の形状を変更する行為 ④ 土砂又は砂れきの採取、集積又は投棄 ⑤ 鉱物の採掘、集積又は投棄 ⑥ 芝草の堀取り ⑦ 火入れ ※ 砂防指定地については、県ホームページ内の土砂災害警戒情報マップで確認できる。			
19	地すべり等防止法	地すべり防止区域内において、次に掲げる行為をしようとする場合は県知事の許可が必要となる。 ① 地下水を誘致し、又は停滞させる行為で地下水を増加させるもの、地下水の排水施設の機能を阻害する行為その他地下水の排除を阻害する行為（政令で定める軽微な行為を除く。） ② 地表水を放流し、又は停滞させる行為その他地表水のしん透を助長する行為（政令で定める軽微な行為を除く。） ③ のり切又は切土で政令で定めるもの ④ ため池、用排水路その他の地すべり防止施設以外の施設又は工作物で政令で定めるもの（以下「他の施設等」という。）の新	許可	交通基盤部 河川砂防管理課 (054-221-3034)	本市を所管する 袋井土木事務所 維持管理課 (0538-42-3215)

		築又は改良 ⑤ その他、地すべりの防止を阻害し、又は地すべりを助長し、若しくは誘発する行為で政令で定めるもの ※ 地すべり防止区域については、県ホームページ内の土砂災害警戒情報マップで確認できる。			
20	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域許可 域内において、次に掲げる行為をしようとする場合は県知事の許可が必要となる。 ① 水を放流し、又は停滞させる行為その他水のしん透を助長する行為 ② ため池、用水路その他の急傾斜地崩壊防止施設以外の施設又は工作物の設置又は改造 ③ のり切、切土、掘さく又は盛土 ④ 立木竹の伐採 ⑤ 木竹の滑下又は地引による搬出 ⑥ 土石の採取又は集積 ⑦ その他、急傾斜地の崩壊を助長し、又は誘発するおそれのある行為で政令で定めるもの ※ 急傾斜地崩壊危険区域については、県ホームページ内の土砂	許可	交通基盤部 河川砂防管理課 (054-221-3034)	本市を所管する 袋井土木事務所 維持管理課 (0538-42-3215)

		災害警戒情報マップで確認できる。			
21	津波防災地域づくりに関する法律（津波により浸水が想定される区域）	津波防災地域づくりに関する法律第8条に基づく津波浸水想定区域等津波により浸水が想定される区域では、津波浸水に伴う火災や感電事故及び津波漂流物による被害を避けるため、事業用太陽光発電設備の設置には、検討が必要である。	ー	危機管理部 危機政策課 (054-221-2456)	危機管理部 危機政策課 (054-221-2456) ※ 本市には、津波により浸水が想定される区域がない。
22	津波防災地域づくりに関する法律（津波災害警戒区域）	津波災害警戒区域とは、津波浸水想定を踏まえ、津波が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域として、県が指定している。 警戒区域では、最大クラスの津波が悪条件下で発生した場合の当該区域の危険度・安全度を住民等に「知らせ」、いざというときに津波から住民等が円滑かつ迅速に「逃げる」ことができるよう警戒避難体制の整備を行う区域であり、津波浸水に伴う火災や感電事故及び津波漂流物による被害を避けるため、事業用太陽光発電設備の設置には、検討が必要である。	ー	交通基盤部 河川砂防管理課 (054-221-3034)	交通基盤部 河川砂防管理課 (054-221-3034) ※ 本市は、津波災害警戒区域を指定していない。

23	河川法	河川区域内で土地を占有（第24条）、工作物の新築・改築・除却（第26条第1項）、土地の掘削・盛土等の形状変更（第27条第1項）等をする場合には河川管理者の許可が必要となる。また河川管理者が指定した河川保全区域内及び河川予定地内で土地の掘削・盛土等の形状変更、工作物の新築・改築をする場合には河川管理者の許可が必要となる。	許可	交通基盤部 河川砂防管理課 (054-221-3034)	本市を所管する 袋井土木事務所 維持管理課 (0538-42-3215)
24	海岸法	海岸保全区域内又は一般公共海岸区域内で工作物を設置して土地の占有（第7条）、土地の掘削、盛土・切土等の一定の行為（第8条）をする場合には海岸管理者の許可が必要となる。	許可	交通基盤部 河川砂防管理課 (054-221-3034)	本市を所管する 袋井土木事務所 維持管理課 (0538-42-3215) ※本市は該当しない。
25	土砂災害防止法	急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあり、土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域であり、他のエリアに比べて災害発生により地域住民の財産・生命等を脅かすリスクが高い。 ※ 土砂災害(特別)警戒区域については、県ホームページ内の土砂災害警戒情報マップで確認できる。	一	交通基盤部 河川砂防管理課 (054-221-3034)	本市を所管する 袋井土木事務所 維持管理課 (0538-42-3215)

26	港湾法	県知事が指定した港湾区域内で土地を占有又は港湾隣接地域内で一定の工事（構築物の建設）を行う場合には県知事の許可が必要となる（第37条）。	許可	交通基盤部 港湾企画課 (054-221-3682)	※本市は該当しない。
27	国土利用計画法	一定規模以上の土地売買等の契約をしたときは、権利取得者は、契約者名、契約日、土地の面積、利用目的（メガソーラーの建設）等を記入した土地売買等届出書に必要な書類を添付して契約を結んだ日を含めて2週間以内に県知事又は政令市の長に届け出なければならない。 届出が必要な土地売買等の契約は、市街化区域が2,000 m²以上、市街化調整区域・非線引きの都市計画区域が5,000 m²以上、都市計画区域外が10,000 m²以上の契約である。 土地売買等には、交換、地上権・賃借権の設定・譲渡を含むが、使用貸借権や権利金・一時金が支払われない賃借権（例えば、月極又は年極の地代のみを支払う契約である場合）の設定・譲渡は含まない。 届出を受けた県知事又は市長は、利用目的について審査を行い、メガソーラーの建設が、土地利用基本計画などの公	届出	交通基盤部 土地対策課 (054-221-3371)	本市都市計画課 (0537-35-0932)

		表された土地利用に関する計画に適合しない場合は、利用目的の変更を勧告することがある。 また、適正かつ合理的な土地利用を図るために必要な助言をすることがある。			
28	都市計画法	開発行為、すなわち主として建築物の建築の用に供する目的で土地の区画形質の変更を行う場合には、都市計画法に規定されている適用除外の場合を除き、あらかじめ開発許可を受けなければならない。 また、市街化調整区域において建築物の新築、改築若しくは用途変更等を行う場合についても原則許可を受けなければならない。 太陽光発電設備については、原則建築物に該当しないことから、その設置は開発行為に該当せず、開発許可は不要である。 なお、太陽光発電設備が建築物に該当するか否かについては、建築許可担当部署に確認すること。	許可	交通基盤部 土地対策課 (054-221-2223)	本市都市計画課 (0537-35-0932)
29	静岡県土採取等規制条例	土の採取等（切土その他の土地の掘削、埋土又は盛土）に伴う災害の防止及び跡地の緑化等を行うため、土の採取等を行うおうとする者は、静岡県土採取等規制条例及	届出	交通基盤部 土地対策課 (054-221-2223)	2ha以上 交通基盤部 土地対策課 (054-221-2223) 1ha以上2ha未満 袋井土木事務所 維持管理課

		び同規則に規定する適用除外の場合を除き、あらかじめ土の採取等の計画について届出をしなければならない。			(0538-42-3215)
					1ha未満 本市都市計画課 (0537-35-0932)
30	景観法	景観行政団体が良好な景観の形成を図るため、景観計画を策定し、良好な景観に関する基本的な方針や行為の制限に関する事項等を定め、建築物等の形態、色彩等の規制誘導を行う。	届出等	交通基盤部景観まちづくり課 (054-221-3702)	本市都市計画課 (0537-35-0932)
31	都市計画法 (風致地区)	風致地区内において次に掲げる行為を行おうとするものは区域所管の市長に許可を受けなければならない。(適用除外あり) ① 建築物等の新築・改築・増築又は移転 ② 宅地の造成等 ③ 木竹の伐採 ④ 土石の類の採取 ⑤ 水面の埋立て又は干拓 ⑥ 建築物等の色彩の変更 ⑦ 屋外における土石・廃棄物又は再生資源の堆積	許可	交通基盤部 公園緑地課 (054-221-3494)	※本市は該当しない。
32	都市緑化法 (特別緑地保全地区)	特別緑地保全地区内において次に掲げる行為を行おうとするものは、区域所管の市長に許可を受けなければならない(適用除外あり)。 ① 建築物その他工作物の新築、改築又は増築 ② 宅地の造成、土地の	許可	交通基盤部 公園緑地課 (054-221-3494)	※本市は該当しない。

		開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更 ③ 木竹の伐採 ④ 水面の埋立て又は干拓 ⑤ 屋外における土石・廃棄物又は再生資源の堆積			
33	文化財保護法 静岡県文化財保護条例	古墳・城跡等の遺跡、庭園・海浜等の名勝地、動物・植物・地質鉱物等で歴史的・学術的に価値が高いものは、文化財保護法又は各地方公共団体の条例により、史跡名勝天然記念物に指定されている。 やむをえず建築・土木工事等により現状を変更する場合又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする場合は、事前に文化庁長官又は県・市教育委員会への許可申請が必要である。 工事内容や場所により許可されない場合があるので、計画段階で事業予定地の市文化財所管課等への確認すること。	許可	教育委員会 文化財保護課 (054-221-3183)	本市教育委員会 社会教育課 (0537-73-1137)
34	文化財保護法	埋蔵文化財とは、地中に埋もれている文化財のことであり、それを包蔵している土地のことを埋蔵文化財包蔵地（遺跡）と呼んでいる。文化財保護法では周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲内で建築・土木工事等を行う場合の事前届出等	届出	教育委員会 文化財保護課 (054-221-3156)	本市教育委員会 社会教育課 (0537-73-1137)

		の手続き及び工事中に遺跡を発見した場合の届出等の手続きを定めている。 周知の埋蔵文化財包蔵地の状況及び工事内容によっては、記録保存のための本発掘調査が必要となる場合があるので、工事計画段階から事業予定地の市の文化財所管課に情報提供すること。			
35	菊川市土地利用事業の適正化に関する指導要綱	土地利用事業の施行に関し必要な事項を定めてその適正な施行を誘導することにより、施行区域及びその周辺地域における災害を防止するとともに、良好な自然及び生活環境の確保に努め、市の均衡ある発展に資することを目的とし、該当事業の場合は申請すること。	承認		本市都市計画課 (0537-35-0932)
36	菊川市ため池への太陽光発電施設の設置に関するマニュアル	太陽光発電施設の設置箇所が陸上のみならず、ため池等の水面への設置される事案への対応について、技術的要件をまとめ、環境及びため池の機能等に影響を及ぼさない事業の推進を目的とし、該当事業の場合は届出すること。	届出		本市農林課 (0537-35-0940)